

自主交渉援助型調停と法の接点

入江秀晃 (いりえ ひであき)

東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻博士課程。
早稲田大学紛争交渉研究所客員研究員

はじめに

自主交渉援助型調停¹は当事者間の交渉ないし対話を促進して紛争解決を図る手続である。裁判所が下すであろう結論にできるだけ近づけようとする考え方は取らない。むしろ法的な思考方法の制約から離れた、創造的な解決案によって両当事者が満足する手続を目指す。では、自主交渉援助型調停は法を無視するののかと言えばそれは大いに異なる。法の陰の交渉（shadow of the law）が行われていることが暗黙の前提になっている。

調停トレーニングの提供機会は限られているため、本稿で調停人養成教材²に基づき、自主交渉援助型調停は法と無関係という「誤解」の解消を意図して若干の説明を試みる。なお、本稿が前提とする教材については、すでにいくつか文献が存在するので、併せて参照いただきたい³。

1 自主交渉援助型調停の考え方

1 伝統的思考方法の限界

従来から裁判所などで行われてきた調停実務の思考方法にはいくつか問題があるように思われる。4点に絞って問題提起したい⁴。

第一に、当事者の納得を目指す⁵といいながら、当事者が主体的に関わる契機がない。伝統的な調停においては、よく聴き真相を把握し、よく考えて判断をし、粘り強く説得すべきという三段階の流れをとっていた⁶。現在においても、このような方法こそ望ましいという立場も根強い⁷。当事者は調停人から聞かれたことを答え、説得を受けるという客体的な位置づけを受ける。

第二に、当事者への手続の説明が弱い。伝統的な調停では、そもそもその手続の進め方について積極的に市民に明らかにしていけないという傾向がある。例えば、『家事調停備忘録』では、「軽々しく家庭裁判所の内情を口外しないこと。複雑多岐な家庭裁判所の活動が単純化されて一般に伝わり、思わぬ誤解を受けることがないとは言えない」⁸として、調停の進め方についての口外を戒めている。確かに、一面的なうわさ話のたぐいが一人歩きすることは望ましくないが、当事者の納得を目指した手続ならば、当事者及び市民一般がまずその手続を理解することが先決である⁹。調停は任意の手続であるとしても、その任意性を当事者が理解していなければ、結局は国家にとって権威を用いて安上がりに済ませる手続に過ぎなくなる。

第三に、別席が主体で、当事者にとって紛争の全体像を把握しづらい。相手方の発言やニュアンスがわからず、調停人による情報操作の可能性が残されている手続という不透明さが残る。権威に下駄を預ける以外に自由が残されない過程を、当事者の納得を目指した手続と呼ぶには無理がある。

第四に、結局、伝統的な調停では裁判と同様に演繹的な思考方法を中心とするのに、調停人の手続の規律が乏しい。真相を明らかにする過程や、得た情報を処理して判断する過程は、裁判においては厳しく規律されている。それは、国家として相当な配慮をしたとしても、真相を明らかにするために情報を得るプロセスや、判断のために使える能力に、自ずと限界があるからである。一方、調停の素朴な聴き取りによって真相把握ができ、徳望のものであればよく判断ができるという考え方

は、相当程度社会が均質な価値観を共有している前提でもなければ成り立たないはずである。さらに言えば、そもそも真相把握にはコストがかかる。コストをかけずに判断を行えば、どのように優秀で誠実な人物が裁定したとしても、荒っぽい結論（ラフ・ジャスティス）に陥らざるを得ない。

2 自主交渉援助型調停の思考方法

自主交渉援助型調停は、法的な思考とむしろ整合的である。

第一に、自主交渉援助型調停では、当事者の自己決定が支援される。自主交渉援助型調停では、当事者間のコミュニケーションを促進し、両当事者が自分たちの解決を作り出す。ここでは、真相なるものを調停人が把握しうることを前提にしていなくて、どちらの言い分に筋が通っているかの判断を行うこともないし、調停人が作り出した解決案を当事者に説得する活動も行わない。自主交渉援助型調停でも介入は行うが、内容や結論（コンテンツ）に対するものではなく、過程（プロセス）に対する介入を行う。当事者間の対話が建設的に行われている限りにおいて、その対話の場を維持するための活動を行う。思考方法の中心は、演繹法というより仮説形成法である。平たい言葉で言えば、たたき台としての解決案のすりあわせを、一貫して当事者主導のプロセスで行おうとする活動とまとめることができる¹⁰。

第二に、より裁判を受ける権利（憲法 32 条）が尊重される。例えば、調停の受付段階をはじめとして、調停手続に入るとき、あるいは調停手続進行中などにおいても調停への離脱と、裁判の選択を当事者の権利として認める

だけでなく、積極的に手続案内さえも行うべきと考えられている¹¹。自主交渉援助型調停では、「離脱する自由」や「不合意への合意」をも尊重するという理念が存在している。

第三に、「よく情報を得た決定」への配慮を行うべきと考えられている。後述（「Ⅲ 法情報の提供」参照）するように、自主交渉援助型調停の多くのモデルでは、調停人が法情報をはじめとして積極的な情報提供を行わない。そのことで、自主交渉援助型調停が当事者の法情報へのアクセスを阻害し、カウンセリングまがいのコミュニケーションスキルだけで当事者を丸め込む手法であるという見方も存在するかもしれない。しかし、「よく情報を得た決定」は、自主交渉援助型調停にとって「当事者の自己決定」にも匹敵する中心概念である¹²。当事者が「よく情報を得た決定」に至る道筋はいくつか考えられるが、少なくとも当事者がよく情報を得た良い決定でない合意に至りそうであれば、調停人は調停の打ち切りさえも行うべきという強い規律が働いている。

第四に、両当事者にとって透明性の高い同席（対席）型の手続を基本に据える点もあげられる。別席（交互面接）型のように、調停人が情報操作をする余地はない。自主交渉援助型調停において同席が基本に採用されるのは、当事者間の自主解決のための手続であるという理念からの帰結であって、同席手続自身が目的とされているわけではなく、別席手続が置かれることも少なくない。ただし、例えば、別席手続時に出された情報を調停人が自ら相手方に伝えないといった規律¹³が置かれ、当事者の自己決定支援に奉仕するという理念が各調停人にとっての行動ガイドライン

自主交渉援助型調停と法の接点

レベルまで具体化されている。

さて、上記4点に渡って述べたように、自主交渉援助型調停は、むしろ裁判手続が持っている手続的公正理念に奉仕する側面がある。当事者の自己決定支援に奉仕する活動のあり方を考える調停トレーニングは、調停人にテクニックを伝達する場であるに留まらず、調停機関として考える規律を具体的に表現する場であり、さらに言えばその調停制度の主要な構成要素の一つでさえある。以降では、調停人養成教材において、具体的にはどのような配慮がなされているかを見ていきたい。

II 教材で扱う主要事項

1 公正な合意

自主交渉援助型調停は Win-Win を目指すとか、両当事者の納得を目指す手続であると言われるが、当事者さえ納得していればどのような合意がなされてもよいと考えているわけではない。

合意内容が公序良俗に反したり、強行法規や取締法規に反したりしていないということは最低限確認すべき事項になる。

教材の中で具体的には、「調停人の倫理」及び「法律家との連携」として扱われている。例えば、賭けゴルフを原因とする貸し金について、その返済の合意を調停において実施することは、公序良俗に反するおそれがある。村八分などの共同絶交や、人身売買を意味する芸娼妓契約などの公序良俗違反の典型例が紹介されている¹⁴。教材のスタンスとしては、このような「ちょっとおかしいかもしれない」という契約に関しては迷うことなく法律家に相談すべきとしている。つまり、調停人は何

が公序良俗違反になるかを厳密に知るべきというより、当事者がよいと言っているからといって合意させるべきでない場合が存在することを知っておくべきであり、「ちょっとおかしい」というセンスを持つ努力をすべきというスタンスになっている。

また、例えば、調停合意において、違法に高い利率が設定されたうえで両当事者が合意しようとしていても、調停人としてはその合意は受け入れられない。利息制限法という強行法規に反する合意は認められないからである。下請代金支払遅延等防止法、特定商取引法などいくつかの強行法規の例が紹介されている¹⁵。

このように紛争解決の合意内容が違法であるとか、一方に著しく偏った合意である場合には、当事者の自己決定の過程に欠陥があると考え、「調停人は、懸念する問題点を当事者に通知し、場合によっては修正案を提示するか、あるいは調停人を辞任する等の対応を取るべきであり、当事者に上記のような問題点を孕んだままの合意をさせてはならない」¹⁶としている。

自主交渉援助型調停において、調停人はプロセスを管理するだけであり、結論を導くことはないとしつつも、ここで述べてきたように、合意内容が公正で社会的に許容される範囲に収まるようになり慎重な扱いをしている。

トレーニング教材の性質上、かなり安全面に寄っている嫌いはある。例えば、公序良俗違反が疑われる場合には調停を行うべきでないというのが建前であるが、裁判などの他の公的な手続における紛争解決が困難な場合に、単に調停を受け付けないという扱いで終

わらせて良いのかどうか疑問が残る場合もあるだろう。しかし、調停そのものも当然にその手続としての限界を持つことを認めた上で、できるかぎり当事者に対して可能なサービスを提供しようというスタンスがある。

2 当事者と調停人の関係

(1) 不偏性の原因か、解決の資源か

調停人と当事者が親密な場合、あるいは特別の利害を有する場合などに、手続に入る前に当事者に対して関係を開示して了解を得るべき場合や、たとえ了解があっても引き受けるべきでない場合が存在する。例えば、当事者と調停人が近い血縁関係にある場合が該当する。このように言えばかなり特殊な問題を扱っているように思えるかもしれないが、決してそうではない。調停は事情のわかる人物が仲介することで機能する面も有する¹⁷が、調停人の有する属性が解決のための資源にもなり、かつ、不偏性を疑わせる原因にもなる場合が少なくないからである。例えば、医療過誤の問題を扱う場合に、調停人が医者であることは、問題の所在を的確に把握する上ではプラスに働く。しかし、医者対医療過誤被害者の紛争で、医者が調停人として登場する場合には医者の肩を持つのではないかというおそれがある。同様に、ビジネスや地域内の紛争においても、狭いコミュニティに属していることが、解決の資源にもなるし、不偏性を疑わせる原因にもなる。つまり、誰が調停人として実施可能かという問いは調停制度にとってかなり核心的な問題を含んでいる。単に偏りの可能性のある者を排除すれば済むというより、もっと別のアプローチもあるかもしれない。例えば、医者対医療過誤被害者の

紛争で、医者と医療被害者が共同調停を行うことも一つの例であろう¹⁸。つまり、中立性なるものが厳格に定義できる前提で阻害要因を排除するだけというより、実効的な仲介者をどのようにアサインできるかという観点での議論が重要になる。

(2) ADR法の考え方

ADR法では認証ADR機関として、「個々の民間紛争解決手続において和解の仲介を行うことができること」(ADR法第6条第2号)、「手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること」(ADR法第6条第3号)が必要とされる。

つまりADR法の立場としては、調停人と当事者の関係を直接規律するのはADR機関自身であり、その方法を認証ADR機関に限って法務省が審査をするという立場をとっている。ADR機関によって「公正な実施を妨げるおそれ」の内容は異なりうるが、裁判官の除斥事由(民訴23条1項)及び忌避事由(民訴24条1項)と同程度に具体的である必要があるとされている¹⁹。

(3) 調停人養成教材での扱い

調停人養成教材では、「独立性・公正性」を扱う問題として、この点を取り上げている。調停人と当事者の関係の強さを二段階に設定し、独立性・公正性が強く疑われる場合には調停人を引き受けるべきでないが、独立性・公正性が疑われる場合(強く疑われるとは言

えない場合)には調停人は当事者に開示して了解をとって開始するべきであるという考え方を示している²⁰。強く疑われる例としては、調停人自身が一方当事者に貸し金があった利害関係がある場合がある。また、開示で足りる例としては、同じボランティア団体に所属しているといった場合がある。

調停人と当事者の関係は、調停開始までの問題以外にも存在する。調停終了後に調停人が一方当事者のために仕事を行う可能性という将来の問題である。例えば、教材DVD²¹では、調停終了後に一方当事者から経営コンサルタントに就任を打診された場合についてどうすべきかを考えるスキットが収録されている。無償や安価で調停を行う場合に、その評判によって次のビジネス機会が開かれることは望ましい面がある。したがって、例えば6ヶ月程度の期間を置けば受任しても良いという考え方も存在する²²。しかし、相手方当事者が何らかの形でその事実を知ったとき、満足していたはずの調停結果に対しての疑念が生じかねない問題をはらんでいる。

3 合意文書の作成

自主交渉援助型調停が“ソフト”であるからといって、手続があいまいでよいわけではない。特に、その「仕上げ」に当たる合意文書の作成には格段の配慮が必要となる。調停の終結時に、手続上必ず合意文書の作成を必要とするというわけではないが、当事者が合意した「証拠」としても使用できる文書を望むのは当然であり、新たな紛争の原因となることを予防するための工夫が凝らされたよい合意文書を作る能力が調停人及び調停機関に求められる。

調停人養成教材では、合意文書の作成時に法律家の助言をうけることが望ましいとしたうえで、合意文書の作成に当たって必要な知識を紹介している。特に、合意文書作成上のポイントとして、(1)合意文書の表題、(2)合意文書の前文、(3)合意条項(誰が、誰に、いつ、どこで、何を、どうする、という6項目の明確化等)、(4)いわゆる清算条項、(5)合意文書の末文(文書保管関係²³を含む)、(6)合意文書の作成年月日、(7)当事者の署名押印または記名押印、(8)調停人の立会人としての署名押印または記名押印、という8点での解説を加えている。あいまいな表現は、力関係の弱い者の不利をまねきがちであり、調停の場で細部を詰めることが望まれる。

ところで、合意文書作成過程は、調停の事後ではなく、調停実施過程であり、当事者の納得の元に合意文書が作られる必要がある。つまり、紛争解決の外側にいる法律家にそれらしい言い回しにしてもらえば足りるということではなく、できるだけ良い合意を作り出すために、当事者自身が細部を詰めていくプロセスが合意文書作成過程であると言える²⁴。

なお、理念として、「当事者の納得の追求」と「あいまいさを排除した客観的で効果的で正確な文書化」という両面を追求できるのであれば、本教材のアプローチ以外にも教育方法は存在するかもしれない。例えば、正確な合意条項作成のために、誰が、誰に、いつ、どこで、何を、どうする、という6項目を明確化するという考え方の代わりに、「条件節+主語+述語+第一目的語+第二目的語」を基本形として考えるアプローチ²⁵も存在するだろう。

III 法情報の提供

先に述べたとおり、自主交渉援助型調停は、当事者の自己決定と並んで当事者がよく情報を得た決定をなすために最善の配慮をなすべきと考えられている。しかし、その具体的な方法に関しては、悩ましい問題が残っている。

調停人養成教材のモデルでは、多くの米国等の方法²⁶に準じる形で、調停人は直接に法的アドバイスを与える立場にないことを説明している²⁷。特に法的アドバイスは概して一方の当事者に有利に働く場合が多く、他方の当事者の目には、調停人が相手方に偏っているように映りかねないため、調停人としては、当事者に対し、弁護士その他の法律専門家に法的アドバイスを受けるよう勧めるべきという立場で説明を行っている。この立場は明解であるが、実効的な解決が促進できるかについて疑問とする立場もあろう。

和田仁孝教授は、「法・専門情報の参照・導入」と「紛争交渉過程」を機能的に分離すべきというだけでは、日本の現実には合わないという問題提起を行い、調停機関の内部に「対話・交渉をより促進するための法・専門情報の組み込み」を行うべきと提言している²⁸。具体的には、調停人と同一機関の別メンバーや、別機関と提携によって、予め法律相談サービスをメニューに持っておこうとする考え方である。現実的な問題として「相談先」が見つからない当事者に、外部の相談を勧めるよりは、実質的なニーズに近いものを提供できる可能性が広がるだろう。ただし、この方式の場合、当事者の機関への依存度が高くなるため、安価な調停手続の中で十分に間違いのない情報提供が可能かという問題が残

る。

また、別のモデルとして、かつて井垣康弘裁判官が行っていたように、調停人自身が法情報を積極的に与えるという方法もあるかもしれない。確かに、これは当事者からむしろ当然に期待される役割であろうし、調停機関にとって追加のコストがかかるわけでもない。調停人が自らの知識を、当事者に対する説得材料としないという規律を保てるのであれば有効なスタイルになる可能性もある。しかし、このモデルには三つの大きな懸念がある。第一に役割混同のリスクである。調停人にとって、自分がよく知っている情報を提供するの容易なことであり、逆に知っている情報の提供を控えて、当事者自身に解決のための話し合いを促す役割に徹するのは容易なことではない。いつでもまたいかなる情報提供をしても良いとなれば、粘り強さを要求される本来の対話促進者の役割放棄につながる危険が高い。第二に、当事者から偏っていると見られるリスクである。一般に、法情報は一方に有利に作用する。そのような情報を提供する調停人を見て、当事者がそれ以上の話し合いを続ける意欲を失う危険が生じる。第三に、情報提供が不正確になるリスクである。素人の当事者と、専門家の調停人が話す際に、不正確な情報提供が修正される機会が少ない。特に精通分野外の法律問題での助言が果たしてどの程度正確であるかは検証されなければならない課題であるはずである²⁹。当事者としての期待は、自らの紛争の解決に必要で十分な専門的な助言であるが、本来ならば詳しく調査を実施しなければ提供できない情報の代わりに、空疎な一般論や安易なあきらめへの説得がなされるならば、調停

自主交渉援助型調停と法の接点

制度そのものが市民にとっての正義へのアクセスを損なう原因となる。

このモデルの派生として、別席手続の中で調停人自身が法情報を提供する考え方もある³⁰。確かに、当事者から見た偏りの問題は弱まるようにも思われる。米国でもこのような手続を推奨している場合も見受けられる³¹。しかし、別席前に不安な表情を見せていた相手当事者が、別席後に自信満々で登場するのを見れば、当事者として、その様な事態を心穏やかには受け入れがたいのではないだろうか。別席手続は有効であるにしても、それだけで前述の三つのリスクが解消されているとは思えない。

調停における法情報の提供のあり方については、米国においても必ずしも決着を見た問題ではないようであり、今後さまざまな工夫がなされる余地が残された問題と思われる。例えば、わかりやすく整理した典型的な問題に対する法知識を調停開始前に両当事者に平等に提供するという工夫もあり得る。あるいは、インターネット上の情報源などを活用する可能性もあるだろう³²。逆に、一旦話し合いが始まった後に関しての情報提供は、議論が出尽くした最終局面に限定するという考え方もあるだろう。あるいは、原則は助言しないとして、助言を行って良い例外を規定する方式もありえる³³。外部に相談を勧めるにしても、相談方法について詳しく助言する方法も考えられる。誤った助言をしないために、合議体制を整えるといったことも考えられる。しかし、いずれにしても、有限の資源を使って、無限の可能性に開かれた紛争に対処せざるを得ないのである。それぞれの調停機関が、与えられた条件下で最適な活動を模索

していくにしても、提供できる機能には制限があることを当事者に誠実に説明するところから出発すべきであろう。助言方法には、規律が必要である³⁴。

現時点ではどのアプローチが最も機能するかを示す必ずしも明確なデータはないが、何れかのアプローチが軌道に乗り出せば、単に民間ADR機関の利用促進という問題を超越、市民にとって“正義へのアクセス”そのものが劇的に改善される可能性さえ含まれている。あるいはそのような視点での議論をふまえた政策そのものも必要であろう。

おわりに

本稿では、自主交渉援助型調停と法的思考あるいは、法情報の扱いとの関係を中心に調停人養成教材を紹介した。

教材開発にあたっては、米国等のトレーニングプログラムや文献等も参照しつつも、日本における文脈に翻訳しながら試案としての体系を形作ったが、教材が扱っている問題は必要であるにしても十分とは言えない。例えば、消費者問題や労働問題、あるいは公共事業において活用する場合にはそれぞれの分野の事情を考慮した上で、分野ごとに実質的及び手続的に注意すべき事項を整理する必要があるだろう。また、法情報の提供について述べたように、重要だが結論が出ていない問題もある。このように様々な限界はあるにせよ、現実との接点に配慮した同教材の考え方は、トレーニング内部に留まらず、制度設計を考える上でも様々な指針を与えるように思われる。

注 釈

- 1 ここで自主交渉援助型調停は、facilitative mediationの訳語である。
また、本稿における調停は、民間機関における和解の仲介（ADR法第2号）を念頭に置く。ただし、裁判所における調停の進め方をめぐる議論は、理念的にも実務的にも共通性があると思われるため、適宜参照する。
- 2 「調停人養成教材」は経済産業省が（社）日本商事仲裁協会に委託し、2004年度から2006年度の三カ年に渡る調査研究によって作成した。断りのない限り「調停人養成教材」は、2006年度版を指す。
- 3 同教材はインターネット上に公開（<http://www.jcaa.or.jp/training2006/2006top.html>）され、利用条件としても比較的自由度が高いこともあり、その後（社）仲裁人協会を含め多くの機関によって活用されている。以下の文献を参照。調停人養成教材作成委員会「調停人養成教材（2004年度版）（上）」JCAジャーナル 52巻6号 54頁以下（2005）。調停人養成教材作成委員会「調停人養成教材（2004年度版）（下）」JCAジャーナル 52巻7号 42頁以下（2005）。入江秀晃「自主交渉を援助する調停人の役割」JCAジャーナル 52巻9号 10頁以下（2005）。入江秀晃・土屋京子「調停人の倫理」JCAジャーナル 52巻10号 2頁以下（2005）。入江秀晃「自主交渉援助型調停と評価型調停」JCAジャーナル 53巻12号 30頁以下（2006）。千賀敏照「調停人の養成」法律のひろば60巻3号 34-41頁（2007）。千賀敏照「調停人の養成・ADR担い手養成事業（2006年度）」JCAジャーナル 第54巻6号 15-26頁（2007）。
- 4 ところで、わが国の司法調停には固有の良さがある。例えば、家事事件では一般に家事調停調査官の丁寧な関与があり、例えば夫婦間調整の事件などで子どもの様子を観察できる設備や専門性が存在する。法律専門家である書記官・裁判官の関与も得られる。そして、なにより非常に安価な手続である。さらに、民間調停と比較した場合に恵まれている点としては、市民から見て裁判所はアクセスの良い場所にある点や、非常用ブザーのある部屋なども挙げることができるだろう。また、近年は裁判所の委員会活動や、市民向けの相談会、模擬調停などの広報活動など、より開かれた運営への改善努力も存在する。このような良さを生かすためにも、伝統的な思考方法そのものの限界を乗り越える努力に着手すべきであると思われる。また、弁護士会仲裁センター・紛争解決センターや業界型ADR機関等で行われている民間調停においても伝統的な思考方法は根強く存在していると思われる。
なお、司法調停の伝統的な思考方法に対する批判としては、以下の文献を参照。上原裕之「司法モデルの家事調停への疑問」『現代調停の技法』（判例タイムズ社、第一版、1999）192-200頁。坂梨喬「現代家事調停論—司法モデルから調整モデルへ」（判タ1237号、2007）48-66頁。
- 5 近年の裁判所での調停実務では、当事者主体の手続であることを強調される場合が少なくない。例えば、調停参加への呼びかけや調停開始時のはじめの挨拶でそのような趣旨説明が行われる場合がある。澁井保之・細井仁「「家裁における書記官事務の指針（家事編）」を参考とした東京家庭裁判所の運用について—夫婦関係調整調停事件の場合を中心として—」（ケース研究280号、129頁、2004）。
しかし、当事者が主体的に対話に参画するためには、調停人はその対話を促進するためのファシリテーターとしての役割定義とスキルが必要になるとと思われるが、その面での研究については途上であるように見える。筆者の知る限り、こうした問題に正面から取り組んだ活動は、限られている。例外的な文献として、以下を挙げる。石山勝巳『対話による家庭紛争の克服—家裁でのケースワークの実践—』（近代文藝社、初版、

自主交渉援助型調停と法の接点

- 1994)。井垣康弘「同席調停の狙いと成功の条件」『現代調停の技法』（判例タイムズ社，第一版，1999）172-191頁。豊田洋子「合同面接・同席調停の技法について」『現代調停の技法』（判例タイムズ社，第一版，1999）120-141頁。廣瀬忠夫「家事調停の進め方への提言」（調停時報152号，2002）39-41頁。小林隆，林詩子，及川由佳「東京家庭裁判所における調停委員のためのロールプレイの実際」（ケース研究297号，2008）101-104頁。
- 6 財団法人日本調停協会連合会 編『新調停の手引き』（財団法人調停協会連合会，初版，1963）2頁以下。
 - 7 例えば，沼邊愛一『家事調停備忘録（三訂）』（財団法人日本調停協会連合会，2002）2頁。（以下，『家事調停備忘録』）
 - 8 『家事調停備忘録』45頁。
 - 9 近年，裁判所は様々な市民向けの活動を強化し，調停の広報についても取り組みがある。例えば，相談会や模擬調停などの取り組みもなされている。
 - 10 調停トレーニングでは，調停者の活動は「積極型」であることが前提となっている。単に両者の主張をとりつぐ「消極型」は想定していない。「積極型」と「消極型」の区別に関しては，以下の論文を参照。山田文「離婚紛争と調整型ADR」（名古屋大学法政論集223号，2008）373頁以下。
 - 11 調停トレーニングでも，裁判の長所や調停の欠点等を考えるセッションがある。調停制度の存在意義が正義へのアクセス改善にあるとすれば適切な手続きを案内する機能は重要である。
 - 12 米国弁護士会（ABA），米国仲裁人協会（AAA），紛争解決協会（ACR）の行動規範（Model Standards of Conduct for Mediators）では9項目の冒頭に「自己決定」を挙げる。自己決定とは，自主的で強要されない，自由で，よく情報を得たプロセスと結果への選択を指すという説明を加え，自己決定概念には「よく情報を得ていること」が不可欠であることを述べる。HenikoffとMoffittは，「自己決定」「よく情報を得た決定」「中立性」の3つの要請のバランスを取ることこそ調停人のとるべき行動選択の指針を与えている。Jamie Henikoff, Michael Moffitt "Remodeling the Model Standards of Conduct for Mediators" (Harv. Negot. L. Rev. 2号 1997) 87-113頁。
 - 13 調停人養成教材・中級編 「3. 調停を広げる」6頁。
 - 14 調停人養成教材・中級編 「4. 調停を仕上げる」10頁。
 - 15 調停人養成教材・中級編 「4. 調停を仕上げる」11～12頁。
 - 16 調停人養成教材・基礎編 「5. 調停人の倫理」4頁以下。
 - 17 この点はあまり強調すべきでないという考えもある。特段事情を知らない第三者が関与することで解決できるという面も存在する。
 - 18 実際に，医療事故被害経験を医療安全や医療における紛争解決に生かそうという動きも始まっている。
 - 19 内堀宏達『別冊NBL／No.114 ADR認証制度Q&A』36頁（商事法務，初版，2006）。
 - 20 調停人養成教材・基礎編 「5. 調停人の倫理」3～4頁。
 - 21 調停人養成教材DVDは，2005年度事業として作成された。27のスキットから構成される。2008年3月末まで日本商事仲裁協会実費頒布されていた。
 - 22 K・M・スキャンロン（東京地裁ADR実務研究会）『メディエーターズ・デスクブック』（三協法規出版，初

- 版, 2003) 55頁。
- 23 ADR 法第16条では, 認証ADR機関による手続実施記録の保管義務が定められている。
- 24 かといって弁護士が常に同席していなければ調停が実施できないという主張は行き過ぎであろう。
- 25 柏木昇「ドラフティングの授業モデル」太田勝造・野村美明編『交渉ケースブック』33頁(商事法務, 初版, 2005)。
- 26 たとえばハワイのコミュニティ調停センターでは, 法的アドバイスを与えない旨を明記している。Mediation Center of the Pacific “ Basic Mediation Training” 26頁 (Mediation Center of the Pacific, 2003)。法的アドバイスとは, 法規への事実のあてはめを指し, 法情報の提供とは区別される概念である。米国において, 一般的に, 法的アドバイスは弁護士調停人も含めて行ってはならないとされるが, 法情報提供の規律は場合によって異なるようである。そのなかには, コーカス(別席)の場面での法情報提供を勧めているものもある。現実的にはこうしたやり方が許される場面も多いかもしれないが, 当事者の自己決定を損なうリスクもあり, いかなる場合にも推奨できる方式とは思えない。
- 27 調停人養成教材・基礎編「5. 調停人の倫理」6頁。「調停人養成教材・基礎編 「資料編 資料3 調停人の倫理(試案)」7頁。
- 28 和田仁孝『ADR 理論と実践』38頁以下。(有斐閣, 初版, 2007)。
- 29 英国の調査によれば, 法律相談機関による精通分野外の法律助言のかなり高い割合が不適切な内容であったとされる。
濱野亮「司法アクセスにおける相談機関利用行動 — イングランドの現状を参考にして—」『民事司法の法理と政策 小島武司先生古稀祝賀記念論文集(下)』(商事法務, 2008) 148-182頁。
- 30 長谷部由起子「調停者の行動規範——アメリカ合衆国の議論から学ぶもの」『民事司法の法理と政策 小島武司先生古稀祝賀記念論文集(下)』(商事法務, 2008) 580頁以下。
- 31 “ADA Mediation Guidelines IV. Ethics C. Legal and Disability-Related Information”
- 32 例えば, Maryland People's Law (<http://www.peopleslaw.org>) では, 自助情報のポータルサイトが州裁判所図書館によって運営されている。こうした自助情報は, コミュニティ調停センターや大学内の調停センターで案内される場合がある。
- 33 下記の論文では, リスクを最小にする法情報の提供方法を定めている機関について紹介されている。
Jamie Henikoff & Michael Moffitt, 前掲(注12), 90頁以下。
- 34 しばしば, 自主交渉援助型調停では, 有効な助言ができないので実効的な紛争解決ができないと言われるが, これは誤解である。本文に述べたように, 助言方法は多様にありうる。法情報助言機能と対話促進機能を区別したうえで, いかに組みあわせるかという考え方が重要である。機能分離と組合せについての議論もなされている。Forrest S. Mosten “Unbundling of Legal Services and the Family Lawyer” Family Law Quarterly (28, 1994 Fall) 421-449頁。

